

# 夜間金庫使用約定書

## (利用目的)

1. この夜間金庫は、当行における利用者名義の当座預金・普通預金・その他の預金へ入金するため、営業時間外に利用できます。

## (規定の準用)

2. この規定に定めのない事項については、当行当座勘定・普通預金等の規定により、お取扱いいたします。

## (利用方法)

3. 夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類を当行所定の「入金票」とともに、夜間金庫入金袋（当行所定の夜間金庫入金袋、以下「入金袋」という）に入れ夜間金庫に投入して下さい。
4. 夜間金庫の利用者は夜間金庫へ「入金袋」を投入した後、袋が下に落ちたか否かを確認したうえで、投入確認の受取書をお受け取り下さい。

## (入金袋の取扱い)

5. 前項の「入金袋」はあらかじめ夜間金庫の利用者に交付いたしますので、ご利用の際は、袋にお名前をご記入のうえ、袋上部の接着テープを貼り合わせ、完全に閉じてお使い下さい。「入金袋」はNo.順にご使用下さい。お手持ちの「入金袋」がなくなった場合、ご請求ください。
6. 投入された袋の上部貼り合わせ部分が破損している場合は、直ちにご連絡いたします。
7. ご入金済の「入金袋」は、お返しいたしません。
8. 夜間金庫外扉や「入金袋」の取扱い不完全のため生じた損害については、当行は責任を負いません。

## (預金者への受入処理)

9. 夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、当行所定の手続きにより、翌営業日付の入金として、指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
10. 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が、当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、当行で再鑑、確認しました金額をもって入金額といたします。  
この処理をしたうへは、当行は、その責任を負いません。

## (反社会的勢力との取引拒絶)

11. この夜間金庫は、利用者（利用者が法人の場合には、当該法人の役員等含む）が第13条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

## (解約等)

12. この契約は、夜間金庫の利用が3ヶ月以上ない場合は契約を解約できるほか、利用者または当行の都合によりいつでも解約することができます。
13. 前条のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者へ通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 利用者が夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    1. 暴力的な要求行為
    2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    5. その他前各号に準ずる行為
14. この契約解約の場合には、お預けした夜間金庫外扉用鍵は直ちに当行へご返却下さい。

(鍵の喪失)

15. 外扉用鍵を喪失した場合は、直ちにその旨を当行にお届下さい。

なお、この場合再製費または修理費を頂戴いたします。

(譲渡・転貸等の制限)

16. この夜間金庫の利用権は、転貸・譲渡・売買または質権の目的とすることはできません。

なお、夜間金庫の外扉用鍵についても同様とします。

(取扱手数料)

17. 夜間金庫の利用に伴う手数料は、別に定める料金をいただきます。

(取扱手数料徴求方法)

18. 夜間金庫の利用に伴う手数料は、当行所定の日に所定口座より自動振替の方法により引落します。

(規定の変更)

19. この規定は下記内容により変更するものとします。

- ① 本規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- ② 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。